

(仮称) 青野木産業廃棄物最終処分場  
増設事業 (第 5 期) に係る

環境影響評価方法書に対する指摘事項の対応について

令和 6 年 1 月

仙台環境開発株式会社

< 目次 >

1. 事業計画・全般的事項	2
2. 地域の概況	3
3. 悪臭	4
4. 水質・水象	5
5. 地形・地質 (土地の安定性)	7
6. 植物・動物・生態系	9
方法書から変更する点	巻末資料①～⑩

## 1. 事業計画・全般的事項

### 1) 第1回審査会（令和5年10月27日）での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	要約書 p. 9 の環境保全対策について、表 4(1)が騒音振動から始まっている。一方、同 p. 17 評価項目選定の表では窒素酸化物や浮遊粒子状物質の大気質の記載から始まっている。環境保全対策に大気質の記載が無い理由があれば教えてほしい。	大気質に関する項を準備書に追記します。	方法書 p. 1-60 ~62 要約書 p. 9~11 巻末 資料 ①②③

### 2) 第1回審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

### 3) 第2回審査会（令和5年12月26日）での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

### 4) 第2回審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

## 2. 地域の概況

### 1) 第1回 審査会（令和5年10月27日）での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

### 2) 第1回審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	今回予定している処分場には隣接して、すでに年月を経ている第1期～第4期の処分場がある。そこからの発生ガス・排水は継続的にモニタリングされているのでそのデータを「地域の概況」の項目で準備書に記載してほしい。なお、データについては長期間のデータとなるので、各期における平均値（年平均でも）を示していただくとともに、排水基準を上回ったケースについては特出ししていただく形など見やすいように工夫していただきたい。	第1期～第4期の処分場の発生ガス（酸素、硫化水素、一酸化炭素、HC）及び排水のデータをまとめて準備書に記載します。なお、測定頻度は月一回となっております。	—
2	モニタリングデータのみならず第1期～第4期におけるガス抜き設備や浸出水処理施設のトラブルの有無（有の場合はその概要）、および可能であれば地下水と浸出水の検査結果との関連の考察なども示して記載していただきたい。	第1期～第4期においてご指摘のようなトラブルは生じておりません。その旨と、地下水と浸出水の検査結果との関連の考察について準備書に記載します。	—
3	理解を深めるため各期の水の流れを示す図面も添付願いたい。	雨水及び浸出水について図面を作成し、準備書に記載します。	—

### 3) 第2回審査会（令和5年12月26日）での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

### 4) 第2回審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

### 3. 悪臭

#### 1) 第1回審査会（令和5年10月27日）での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	<p>要約書 p. 25 の悪臭について。調査地点を計画地北側に設定しているが、要約書 p. 20 の大気質では計画地南側にも調査地点を設定している。悪臭は計画地南側で測定しないのか。</p> <p>住民の安心という観点から、測定した方が良いのでは。</p>	<p>要約書 p. 20 の大気質で計画地南側に設定した調査地点は、車両走行による影響を調べるための調査地点（凡例●）として設定しているものです。</p> <p>保全対象として近傍民家の調査地点（凡例▲）は、大気質と悪臭ともに同じ場所で設定しておりますが、ご指摘を踏まえ冬季の風向を考慮し、悪臭については計画地南側に調査地点を追加します。</p>	<p>方法書 p. 5-4, 20 要約書 p. 20, 25 巻末資料 ④⑤⑥</p>

#### 2) 第1回審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

#### 3) 第2回審査会（令和5年12月26日）での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	<p>浸出水が嫌気性になること等により、悪臭が出たことはあるのか。</p>	<p>ガスの濃度が上がっている時にガスを燃焼する装置を設置しています。この数年でほとんど使用したことはありません。</p>	—

#### 4) 第2回審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

## 4. 水質・水象

### 1) 第1回審査会（令和5年10月27日）での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	雨水施設について、近年強い雨が多いため、厳しい条件を想定して防災調整池を大きめに造った方が良いなどの意見もあるが、今回の防災調整池の規模はどのように設定しているか。	今回の増設で防災調整池を1基新設するにあたり、宮城県河川課と協議を行う予定であり、容量に十分余裕を持った設計とします。	方法書 p. 1-23 ~27
2	雨の増加に伴い浸出水も増えると思うが、雨水との分離処理は適正に行われるのか。また、浸出水処理施設の規模は十分か。	<p>雨水と浸出水は分離する設計です。方法書 p. 1-32（図 1-20 浸出水集排水施設計画図）参照となりますが、浸出水は処分場内のφ800の管から集水ピットに集水され、ポンプ圧送にて新設浸出水調整槽に一時貯留された後、ポンプ圧送にて既設浸出水処理施設で処理後に放流されます。</p> <p>今回、新たな浸出水処理施設は増設しませんが、調整槽については新設が必要なため、大雨時も考慮し適切な容量を検討します。</p> <p>近年の線状降水帯等の大雨時には、φ800の管に設置しているバルブを閉鎖し、一時的に処分場へ内部貯留させ、対応します。</p> <p>なお、バルブについては、新設する調整槽が満水になり次第、自動閉鎖します。また、集水ピットがポンプの故障等で満水になっても、自動閉鎖します。故障およびメンテナンスを考慮して、バルブは2機設置予定です。</p> <p>このため、浸出水が越流等により雨水と混合する恐れはありません。</p>	方法書 p. 1-31 ~45

3	<p>河川水は測定(予測評価)するとのことだが、地下水のモニタリングは行うのか。</p>	<p>廃掃法に基づく省令で規定されている地下水検査として、既存施設(1期～4期)の地下水についてモニタリングを実施しています。第5期のエリアについても、供用開始後に方法書 p.1-61 に示すとおり地下水のモニタリングを実施します。</p> <p>p.1-61 記載の「表 2-22」は「表 1-22」に修正します。同様に、p.1-61 記載の「表 2-23」は「表 1-23」に修正します(巻末資料②)。</p> <p>なお、環境アセスメントの一環として、方法書 p.4-5 に示すとおり、第5期施設の工事着手前に観測井戸を設け、現地調査を実施して地下水水質の現況を把握します。p.4-5 表 4-3(2)地下水汚染の項記載の「事業実施前」を、「工事着手前」に修正します(巻末資料⑦)。</p>	<p>方法書 p.1-61, 1-63, 4-5 巻末資料 ②⑦</p>
---	--	--	--------------------------------------

## 2) 第1回審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

## 3) 第2回審査会(令和5年12月26日)での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	<p>1) No.2において、浸出水を一時的に処分場へ内部貯留させるとあるが、どの程度の量の貯留が可能か。また、貯留した浸出水はどのくらいの期間で処理を行えるのか。</p> <p>それらの情報について記載できないか。</p>	<p>内部貯留として1時間雨量でMAX200mmのようなゲリラ豪雨にも対応できる容量があります。</p> <p>処理期間については、埋立物の含水にもよりますが台風レベルで2か月程度になります。</p> <p>雨を長期間貯留することになりますが、なるべく好気性にするようにしています。</p> <p>これらの浸出水処理等に係る施設の仕様については、準備書に記載します。</p>	—

## 4) 第2回審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

## 5. 地形・地質（土地の安定性）

### 1) 第1回審査会（令和5年10月27日）での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	方法書 p. 1-15 の図 1-11 標準埋立断面図について、1期埋立と2期埋立（黄色）の上にこれから埋め立てるもの（ピンク）が重なっている。安定性の評価はどのように考えているか。	方法書 p. 5-33 図 5-6 に示す調査範囲内の埋立完了箇所及び周辺地盤も含めて、安定計算を実施します。方法書 p. 5-32 に記載しているボーリング調査は、5か所を想定しています。 p. 5-34 記載の「図 5-5」は「図 5-6」に修正します（巻末資料⑧）。	方法書 p. 1-15 p. 5-32 ～34 要約書 p. 7 巻末資料⑧
2	A断面に限らず、一番安定性の厳しい所で評価するのが良いと考える。 地盤の硬さや強さの係数はどのように決定または推定するのか。 盛土や埋立した材料から算出するとは、三軸試験のような力学試験を行うということか。	A断面以外の厳しい条件の断面を抽出し、安定計算を実施します。 既存施設（1期～4期）の盛土法面に対しても安定計算を実施します。 盛土部は破碎不燃ごみ（土砂以外に不燃物を混入したもの）が主体で、材料の均一性が低いため、均質な材料を円筒形の筒で「乱さない状態」で行う三軸圧縮試験は適していません。そこで、廃掃法で提出した盛土法面の安定計算に準拠し【廃棄物最終処分場整備計画・設計要領 社団法人全国都市清掃会議】の破碎不燃ごみの厳しい数値（粘着力：【5.0kN/m <sup>2</sup> 】、内部摩擦角【31.9°】）を採用し、安定計算を実施して土地の安定性を評価します。（上記要領における「破碎不燃ごみ」の強度定数は、粘着力C=5～86 kN/m <sup>2</sup> 内部摩擦角 $\Phi$ =31.9～51.2。） また、5期施設の切土法面に対しては、切土箇所5方向について、ボーリング調査を行い標準貫入試験にてN値を測定します。切土部を構成する土質は砂礫層（5cm～10cm程度の礫主体）であることが予測され、均質な「粘性土」「砂質土」を円筒形の筒で「乱さない状態」で行う三軸圧縮試験は適していないため、N値による粘着力及び内部摩擦角を推定し、安定計算を実施して土地の安定性を評価します。	方法書 p. 1-13, 1-15 要約書 p. 5, 7

### 2) 第1回審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

### 3) 第2回審査会（令和5年12月26日）での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	1) No.2 の土地の安定性評価について、強度定数は「破碎不燃ごみ」を参照することだが、本事業の埋立廃棄物は「破碎不燃ごみ」に該当ということで良いのか。	破碎不燃ごみに該当すると考えています。	—
2	方法書 p.5-34 の安定解析において予測方法は「最小安全率計算（全応力法）による安定解析とする」とあるが、全応力法とした根拠はなにか。有効応力法では行わないのか。 地下水位の調査結果も踏まえて適切に解析を行っていただきたい。	盛土等防災マニュアル（国土交通省）における「全応力法を標準とする」旨の記載を根拠とし、全応力法による計算としておりますが、ボーリング調査により把握する地下水位及び土質に応じて、ケース by ケースで適切な解析方法（全応力、有効応力）を選択し、最も厳しい条件で安定計算を行います。 なお、盛土規制法の施行に伴い、p.5-34 記載の「宅地防災マニュアル」は古い情報でしたので「盛土等防災マニュアル」に修正します（巻末資料⑧）。	方法書 p.5-34 巻末資料⑧

### 4) 第2回審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		



## 6. 植物・動物・生態系

### 1) 第1回審査会（令和5年10月27日）での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	動植物の調査範囲を200 mとした根拠を教えてください。	「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル（P214、P222：事業予定地から200m程度の範囲を目安とする）」に基づき動植物の調査範囲を200 mとしました。	方法書 p. 5-37 要約書 p. 34
2	計画地の南東側に森林や沢があり、自然が残っている。200 mの範囲だとその部分が入らないので影響を把握できないのではないかと。調査範囲を広げるか、その森林や沢も調査対象に含めるのが良いのではないかと。	巻末資料⑨に調査範囲と空中写真を重ねたものを示します。ご指摘を受けた計画地南東側の黄色破線の範囲について、調査範囲として含めることを検討します。 なお、同範囲内においては、本年10月別事業による土砂等の埋立工事（4,488 m <sup>2</sup> ）が行われたことを把握しており、本事業以外による影響が想定されます。巻末資料⑩にその写真を添付します。	巻末資料 ⑨⑩

### 2) 第1回審査会後の文書による指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

### 3) 第2回審査会（令和5年12月26日）での指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
1	1) No. 2における計画地南東側の黄色破線の範囲で行われる埋立工事について、具体的にどの範囲で行われているのか。また、巻末資料⑨の航空写真は、その埋立工事の実施前・実施後どちらに撮影されたものなのか。 状況を確認して、きちんと調査をしていただきたい。	航空写真は実施前のものになります。本件工事については近隣に対して説明している可能性があるため、聞き取り調査等を行います。 現地調査のためには地主の了解が必要になることから、今後の交渉や埋立工事の状況を踏まえ、可能な範囲で調査を実施する予定です。	—

### 4) 第2回審査会後の指摘事項と対応方針

No.	指摘事項	対応方針	備考
—	(なし)		

方法書から変更する点

審査会の指摘事項の対応（ 1. 事業計画、全般的事項 No.1 ）

1.5 環境保全対策

事業計画が周辺環境に及ぼす影響を回避・低減するためには、適正な維持・管理が必要となる。そこで、本事業では、環境保全計画を定め、公害防止・自然環境の保全に十分配慮したものとする。表1-19～表1-21に環境保全対策を、表1-22に地下水の検査項目を、表1-23に浸出水処理施設にて処理後の放流水の検査項目を示す。

表1-19 環境保全対策（1）

1) 大気汚染防止対策	工事期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する重機類は低公害型を配置し、大気汚染物質の発生を抑制する。</li> <li>・事業区域内での搬入車輛の走行速度を15km/h以下とし、運転手の教育を行う。</li> </ul>
	供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する重機類は低公害型を配置し、大気汚染物質の発生を抑制する。</li> <li>・事業区域内搬入車輛の走行速度を15km/h以下とし、運転手の教育を行う。</li> </ul>
2) 騒音及び振動防止対策	工事期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する重機類は低公害型を配置し、騒音及び振動の発生を抑制する。</li> <li>・事業区域内での搬入車輛の走行速度を15km/h以下とし、運転手の教育を行う。</li> <li>・原則早朝・夜間工事は行わない。</li> </ul>
	供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する重機類は低公害型を配置し、騒音及び振動の発生を抑制する。</li> <li>・事業区域内搬入車輛の走行速度を15km/h以下とし、運転手の教育を行う。</li> <li>・場内作業時間を8:20～17:20とし、原則早朝、夜間作業は行わない。</li> <li>・場内の搬入路をアスファルト舗装し、騒音振動を抑制する。</li> </ul>
3) 粉じん対策	工事期間中及び供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強風等で粉塵が飛散する恐れのある場合には、適宜散水を行う。</li> <li>・周辺道路を定期的に点検し、汚れが発見された場合は清掃を行い粉じんの発生を防止する。</li> </ul>
4) 土砂流出防止対策	工事期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事エリア外周に仮囲いを設け、土砂流出防止を図る。</li> </ul>
	供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立が完了した法面は種子吹きによる植栽及び苜蓿等の維持管理を行い、機能の確保に努める。</li> <li>・埋立完了地に地すべり測定器を設置し、24時間自動監視を行う。</li> </ul>
5) 道路汚損対策	工事期間中及び供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用道路は清掃を実施することとし、必要に応じ道路管理者と協議し、路面の補修等を実施する。</li> </ul>
6) 車輛・重機等の事故防止対策	工事期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロール車（自社）を巡回させ、搬入車輛の事故防止等に努める。</li> <li>・必要に応じ交通整理員を配置する。</li> </ul>
	供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロール車（自社）を巡回させ、搬入車輛の事故防止等に努める。</li> <li>・処分場の出入りに常時交通整理人を配置する。</li> </ul>
7) 火災発生防止対策	工事期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場内での火気使用を厳禁にする。（表示・教育）</li> <li>・使用重機内に消火器を搭載する。</li> </ul>
	供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場内での火気使用を厳禁にする。（表示・教育）</li> <li>・使用重機内に消火器を搭載する。</li> <li>・管理棟及び場内に消火器を設置する他、1年に1回以上防火訓練を実施する。</li> <li>・事務所及び休憩所等は防火責任者を任命し退社時の確認を実施する。</li> <li>・夜間は宿直及び警備員による確認を実施する。</li> </ul>

赤文字は方法書からの変更箇所

審査会の指摘事項の対応（ 1. 事業計画、全般的事項 No.1 ）（4. 水質・水象 No.3）

表1-20 環境保全対策（2）

8) 公共水域への水質汚濁防止対策（地表水）	工事期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事エリア内に流入した地表水（濁水）は、ノッチタンク（沈砂槽）を設け、沈降分離することで上澄み水だけを放流し、濁水流出防止を図る。</li> </ul>
	供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水シート敷設後に地下水がシート下に溜まることにより起こる盤膨れを防止するために、遮水シート下に地下水集排水管を敷設する。図 2-16 地下水集排水施設計画図 参照</li> <li>・埋立地内に地表水（雨水）が流入しないよう、外周側溝及び小段側溝を中心に点検し汚れ・詰まり等が起こらないよう維持管理を実施する。</li> </ul>
9) 公共水域への水質汚濁防止対策（地下水）	工事期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・底面シートに前もって 50cm の保護砂を敷設し、破損の防止を図る。</li> <li>・シートに負荷を掛けないう、重機の急旋回を行わない。</li> </ul>
	供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地上流部及び下流部に水質監視用井戸を設け、表 1-22 地下水の検査項目に掲げる項目について年 1 回以上検査を実施する。</li> <li>・シートに負荷を掛けないう、重機の急旋回を行わない、遮水シート付近の埋立時は誘導作業員を配置する。</li> <li>・遮水シートを月 1 回以上点検し、異常が確認された場合は速やかに補修等の必要な措置を講ずる。</li> </ul>
10) 公共水域への水質汚濁防止対策（浸出水）	供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水シートを二重構造とすることで浸出水の埋立地外への流出を防止する。</li> <li>・埋立が完了した場所は最終覆土及び小段雨水側溝を整備することで浸出水の発生防止に務める。</li> <li>・事業場から排出される污水等が、広瀬川の清流を守る条例に基づく許可水量 620 m<sup>3</sup>/日を上回ることがないようモニター管理を行う。</li> <li>・廃棄物処理法及び広瀬川の清流を守る条例に基づき表 1-23 放流水の検査項目を年 1 回以上測定する他、随時自主検査を実施し公共水域への水質汚濁防止を徹底する。</li> <li>・浸出水調整槽設計容量は、過去 30 年の間に最大となった時の降雨量から算定しており、万一浸出水調整容量を超えるようなゲリラ豪雨があった場合は、浸出水調整槽と処分場をつなぐ排管のバルブを閉め、処分場内に内部貯留することで外部への流出を防止する。</li> </ul>
11) 衛生害虫発生防止対策	工事期間中及び供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的、降雨時等、側溝、桝等水溜りの清掃等を行い、場内を常に清潔にし、ネズミや蚊、ハエ等の発生防止に努める。また、場内の除草等を行い害虫等の発生に備え、防虫剤の散布等の措置が速やかに行えるよう準備しておくこととする。</li> </ul>
12) 悪臭防止対策	供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の搬入種類、性状チェックを行い悪臭の発生する原因となるようなものは受け入れない。悪臭のある廃棄物は、排出事業者により悪臭対策を行った後受入を行う。</li> <li>・展開目視検査にて異物（受入不可能物）の混入があった場合、状況に合わせて一部持ち帰りか、すべて持ち帰させる措置をとる。</li> <li>・浸出水が埋立地内で滞水することのないよう、遮水シート上部に浸出水集排水管を敷設し、悪臭発生防止に務める。</li> <li>・処分場から発生するガス（メタン・硫化水素等）は、ガス消臭装置（自己燃焼式、生物脱臭式）を設置し、悪臭防止に努めるとともに、月 1 回以上点検及びガス測定を行う。</li> <li>・埋立地から発生するガスを適正に排除することができるよう十分なガス抜き設備を設置する。</li> <li>・即日覆土を実施し、悪臭発生防止に努める。</li> </ul>
13) 廃棄物の飛散・流出対策	工事期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉じん発生が予想される廃棄物の処分に関しては、散水車による放水を行いながら埋立を行う。</li> </ul>
	供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の転圧締め固めを密にすると共に、即日覆土を行う。また、万が一廃棄物が飛散した場合には、速やかに適切な措置を講ずる。</li> <li>・粉じん発生が予想される廃棄物の処分に関しては、散水車による放水を行いながら埋立を行う。</li> </ul>

赤文字は方法書からの変更箇所

審査会の指摘事項の対応（1. 事業計画、全般的事項 No.1）

表 1-21 環境保全対策（3）

14) 動植物に関する 環境保全対策	工事期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の伐採は最小限にとどめる。</li> <li>・ 工事工程、工法、建設用の機材等は、貴重種や地域生態系の保全、特に動物の繁殖期の改変量の最小化や騒音・振動防止に配慮して選定・設定を行う。</li> <li>・ 対象事業計画地周辺の水生植物・動物の生育・生息に配慮してノッチタンクを設置し、下流河川への濁水の流出防止を図る。</li> <li>・ 周辺植生及び動植物個体への影響を極力低減するために、工事関係者に対して周辺地域等不要な場所への立ち入りを制限する。</li> <li>・ 現地調査結果に基づき、動物相、植物相、植生、生態系等への影響の回避・低減に努めた事業計画を検討する。</li> </ul>
	供用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 即日覆土を実施し、カラス、ネズミや衛生害虫の誘引を防止する。</li> <li>・ 表土の再利用による在来種を主とした樹種及び埋立完了エリアは随時法面緑化を行い、早期緑化を図る。</li> <li>・ 不要な照明の早期消灯や昆虫類の誘引性が低い LED 灯の設置等により、夜行性動物、走光性昆虫の行動及び生態系の攪乱を防止する。</li> <li>・ 覆土置場で保管する覆土材は、使用状況を考慮しながら、整地、整形、締固めを行い、降雨時の土砂の流出を防止する。また周辺の雨水は、防災調整池で沈砂した後に放流することで、下流河川の生態系への影響を極力低減する。</li> </ul>

赤文字は方法書からの変更箇所

## 審査会の指摘事項の対応 (3. 悪臭 No.1)

## (3) 調査地域等

既存資料調査の調査地域は、対象事業計画地及びその周辺とする。

現地調査の調査地域は、図5-3に示すとおり、事業の実施による悪臭への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。調査地点は、図5-3に示すとおり、対象事業計画地(地点A)及び近傍民家(No. 1～4)を対象とし、計5地点で実施する。

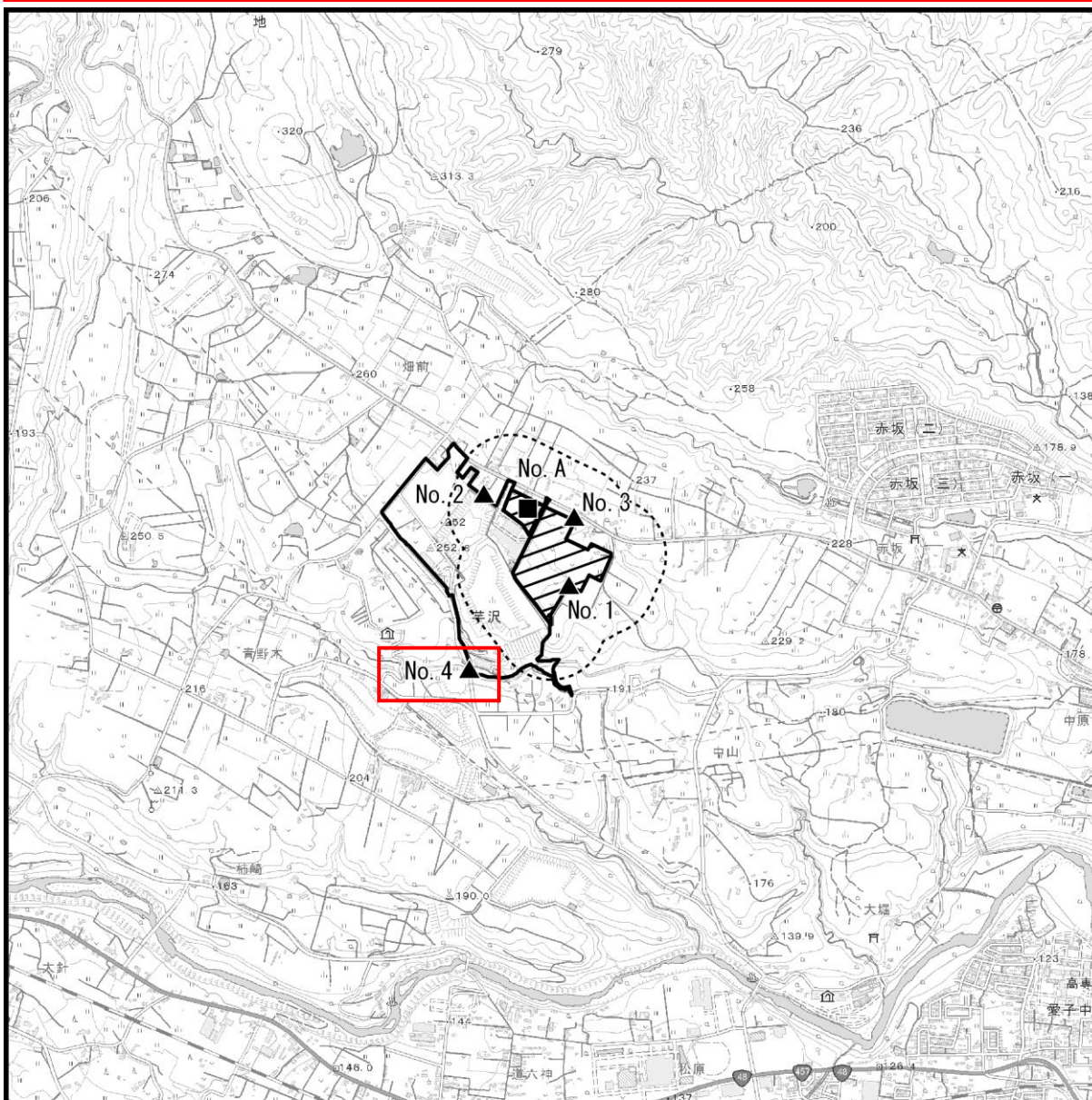
## (4) 調査期間等

既存資料の収集対象期間は5年間とする。

現地調査は、悪臭の影響が大きい高温多湿となる夏季に1回行う。なお、対象事業計画地南側の調査地点であるNo. 4については、北～北西からの風が卓越する冬季に1回行う。

赤文字は方法書からの変更箇所

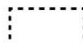
審査会の指摘事項の対応 (3. 悪臭 No.1)



対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

凡例

 : 対象事業計画地       : 既設処分場(第1期～第4期)

 : 調査・予測地域 (対象事業計画地境界から 200m の範囲)

 : 悪臭調査地点 (No. A)

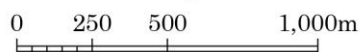
 : 悪臭調査地点及び予測地点 (No. 1～4)

赤枠は方法書からの変更箇所

図5-3 調査・予測地点の位置 (悪臭)



S=1:25,000



## 審査会の指摘事項の対応 (3. 悪臭 No.1)

## 5.4.2 予測手法

## (1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

## 【供用による影響】

廃棄物の埋立により、廃棄物の存在・分解に伴う臭気指数

## (2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、事業の実施による悪臭への影響が想定される地域とし、対象事業計画地より200mの範囲とする。予測地域は図5-3に示すとおりである。予測地点は、敷地境界の地点及び近傍民家(No. 1～4)とする。

## (3) 予測対象時期

予測時期は以下のとおりとする。

## 【供用による影響】

想定される施設の事業活動が定常の稼働状態となる時期（令和12年）

## (4) 予測方法

予測方法は、事業計画における環境保全対策及び類似事例の引用・解析等により、定性的に予測する。

## 5.4.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

## (1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における悪臭への影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

## 【供用による影響】

廃棄物の埋立により、廃棄物の存在・分解に伴う臭気指数

## (2) 基準や目標との整合性に係る評価

予測結果が、以下の基準等と整合が図られているかを評価する。

・ 仙台市悪臭対策指導要綱

赤文字は方法書からの変更箇所



審査会の指摘事項の対応 (4. 水質・水象 No.3)

表4-3(2) 環境影響評価項目の選定結果(2/6)

環境影響要素		選定	環境影響要因		選定する理由・選定しない理由
低周波音	低周波音	—	—	—	工事中において特殊な工法の採用及び低周波音を発生する重機の使用を予定していない。また、供用後において周辺に著しい影響を生じさせる施設等の建設が想定されていないため、影響はないと考えられる。
悪臭	悪臭	●	供用	工作物等の出現	工事中において悪臭を著しく発生させる工事計画や資材の使用を予定していない。供用後において、廃棄物の存在・分解に伴い、悪臭の発生が考えられる。なお、浸出水処理施設の稼働については、既存の処理施設を用いることから、現況と供用後において変化が少なく、影響はないと考えられる。
水質	水の汚れ	●	供用	施設の稼働	浸出水処理施設からの処理水の放流により、放流先河川の水質への影響が考えられる。
	水の濁り	●	工事	切土・盛土 ・掘削等	盛土・掘削等による裸地の出現に伴い、降雨による排水路への濁水の流入による影響が考えられる。
		—	供用	施設の稼働	浸出水調整槽設計容量は、過去30年の間に最大となった時の降雨量から算定しており、万一浸出水調整容量を超えるようなゲリラ豪雨があった場合は、浸出水調整槽と処分場をつなぐ排管のバルブを閉め、処分場内に内部貯留することで外部への流出を防止するため、影響はないと考えられる。
	富栄養化	—	—	—	浸出水処理施設からの処理水の放流により、富栄養化の影響が考えられる湖沼は存在しない。
	溶存酸素	—	—	—	工事中及び供用後において周辺河川へ溶存酸素に影響を与える排水を行う工事や施設の建設が想定されていないため、影響はないと考えられる。
	有害物質	●	供用	施設の稼働	浸出水処理施設からの処理水の放流により、放流先河川の水質への影響が考えられる。
	水温	—	—	—	工事中及び供用後において周辺河川へ温水を排水する工事や施設の建設が想定されていないため、影響はないと考えられる。
底質	底質	—	—	—	工事中及び供用後において底質に影響を与える有害物質を発生させる工事や施設の建設が想定されていないため、影響はないと考えられる。
地下水汚染	地下水汚染	—	工事	切土・盛土 ・掘削等	地下水汚染を発生するような工事が想定されていないため、影響はないと考えられる。
		※	供用	施設の稼働	地下水汚染防止のために遮水シートを敷設するなど、十分な対策を講ずることから影響はないと考えられるが、 <b>工事着手前</b> の地下水水質の状況を把握することは重要であることから、現地調査を実施する。
水象	水源	—	—	—	水源に影響を及ぼすような工事や施設の建設については想定されていないため、影響はないと考えられる。
	河川流・湖沼	●	存在	変更後の地形	地形の変更により、対象事業計画地内の地表面が変化し、流出特性の変化が考えられるため、事業実施前の放流排水路及び河川の状況を把握することは重要であることから、現地調査を実施する。

注 「選定」欄の記号は以下のとおりである。

●：一般項目 ※：配慮項目 —：非選定項目

赤字は方法書からの変更箇所

## 審査会の指摘事項の対応 (5. 地形・地質 (土地の安定性) No. 1)

## 5.7.2 予測手法

## (1) 予測内容

予測内容は以下のとおりとする。

## 【存在による影響】

最終処分場の存在による土地の安定性

## (2) 予測地域等

予測地域は、[図5-6](#)に示すとおり、事業の実施による地形・地質への影響が想定される対象事業計画地とする。

## (3) 予測対象時期

予測対象時期は以下のとおりとする。

## 【存在による影響】

部分使用を開始した時点 (令和9年)

埋立が完了した時点 (令和32年)

## (4) 予測方法

予測方法は、「[盛土等防災マニュアル](#)」(国土交通省)及び「道路土工 切土工・斜面安定工指針 (平成21年度版)」(社団法人 日本道路協会)等における最小安全率計算 (全応力法)による安定解析とする。

## 5.7.3 評価手法

評価手法は以下のとおりとする。

## (1) 回避・低減に係る評価

以下の予測項目における地形の改変による影響について、保全対策により実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価する。

## 【存在による影響】

土地の安定性への影響

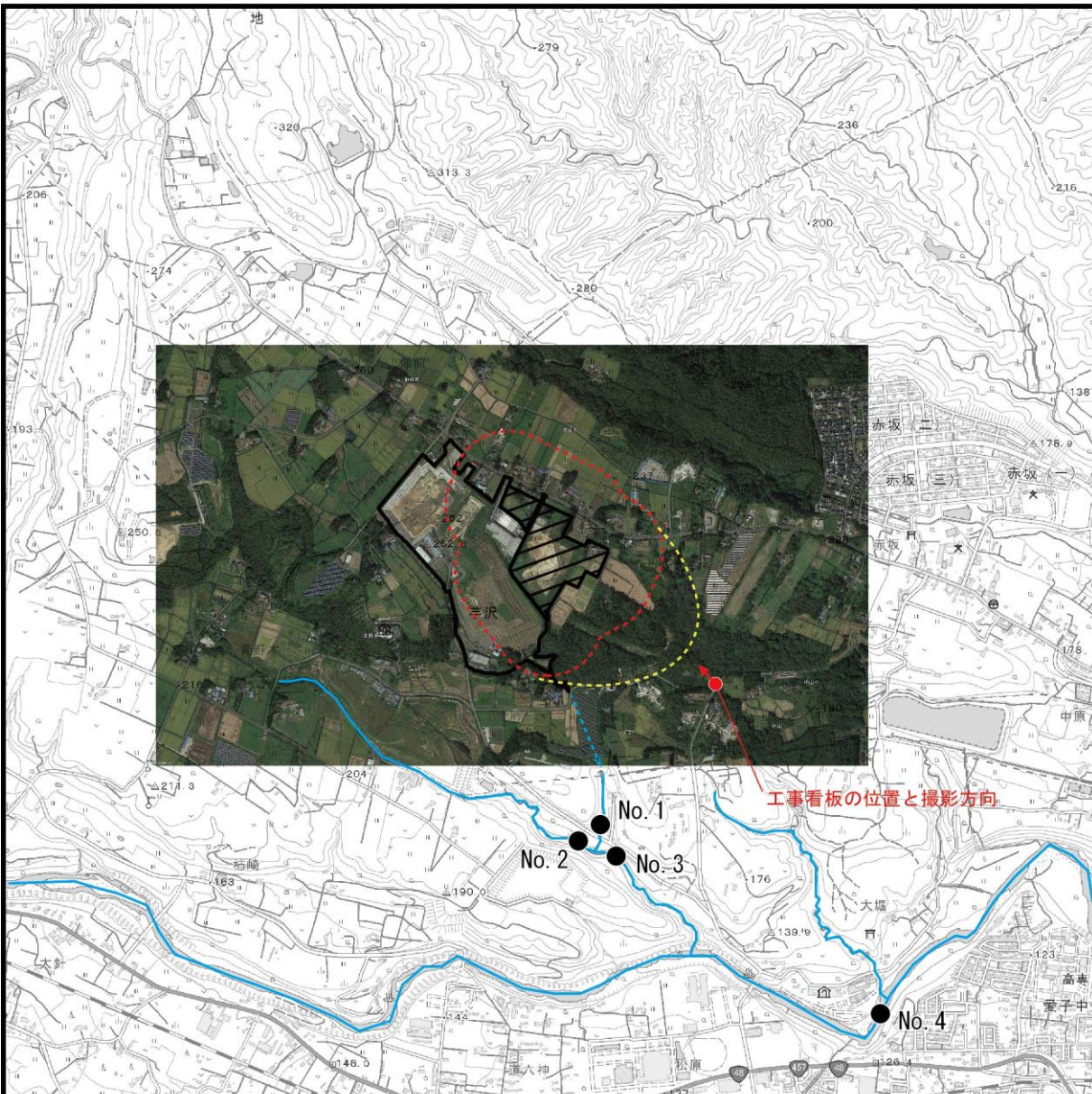
## (2) 基準や目標との整合性に係る評価

予測結果が、以下の基準等と整合が図られているかを評価する。



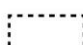


・「[盛土等防災マニュアル](#)」(国土交通省)に準拠した基準

赤文字は方法書からの変更箇所

審査会の指摘事項の対応 (6. 植物・動物・生態系 No.2)

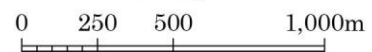


凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 既設処分場(第1期～第4期)
-  : 調査・予測地域 (対象事業計画地境界から 200m の範囲)
-  : 魚類・底生動物調査地点 (No. 1～4)
-  : 河川、水路



S=1:25,000



審査会の指摘事項の対応（6. 植物・動物・生態系 No.2）

別事業に係る情報であるため公開しない

別事業に係る情報であるため公開しない

計画地南東側の土砂の埋め立て事業の様子（11月2日撮影）